

作州民芸館
指定管理者募集要項

平成30年7月

津山市

I 指定管理者の募集について

1 作州民芸館の指定管理者を募集します

地方公共団体が設置する公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設され、運用されているところです。

津山市（以下「市」という。）では、「作州民芸館」（以下「民芸館」という。）の管理運営業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、作州民芸館条例（平成30年津山市条例第8号）第4条及び津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号）第2条の規定に基づき、平成31年4月1日から指定管理者を新たに募集するものです。

2 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間

II 指定管理施設及び業務等について

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称

作州民芸館

(2) 所在地

津山市西今町18番地

(3) 設置目的

郷土の歴史、文化等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、歴史的な町並みの保存に対する市民意識の高揚を図り、もって地域の活性化に資することを目的としています。

(4) 施設等概要

- ① 構造：木造2階建鋼板葺
- ② 建築時期：明治42年（1909年）
- ③ 建築面積：233.84㎡
- ④ 延床面積：405.14㎡
- ⑤ 施設概要：1階4室 2階7室
- ⑥ 設備概要：電気設備、空調設備、調理機器等
- ⑦ その他：多目的広場（690㎡）

2 管理運営に関する基本的な考え方

作州民芸館は明治42年に建築家江川三郎八氏の設計により土居銀行津山支店として建てられました。平成4年に津山市が取得し、平成9年に国の登録有形文化財に登録され、城西地区のシンボリック建物として多くの人々に親しまれています。作州民芸館を歴史的建造物として保存し、広く近代化遺産に親しむことができる場を提供するとともに、地域のまちづくりの発信、地元住民との交流、観光振興等、地域の活性化に繋がる活用を図ることを基本的な運営方針とします。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

別紙「作州民芸館指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 指定管理者が行う業務等

- (1) 民芸館の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) 民芸館の維持管理に関する業務
- (3) 民芸館の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 民芸館の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 民芸館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 上記に掲げるもののほか、民芸館の運営に関する業務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務
- (7) その他、別紙「仕様書」のとおり

5 包括的再委託の禁止

指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、一部の業務については、市との協議の上、専門の事業者に委託することができます。

6 管理に要する経費

民芸館の管理に要する経費は、利用料金及び自主事業の収入、並びに市が支払う指定管理料によって賄うこととします。

また、経費に不足が生じた場合は、市が特別な事情があると認めない限り、指定管理者の負担となります。

(1) 指定管理料の基準額

指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募団体から提案を求めます。

なお、基準価格を超える提案があった場合には失格となりますので、ご注意ください。

基準価格(3年間総額) 6,570千円(消費税及び地方消費税を含む)

(平成31年度：金 2,190千円)

(平成32年度：金 2,190千円)

(平成33年度：金 2,190千円)

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料の支払い方法については、市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定書で定めます。

(3) 利用料金の決定

利用料金は、作州民芸館条例で定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めることとします。

施設名	区分	金額
1階ホール	1時間につき	540円
2階第1研修室(大)	1時間につき	540円
2階第2研修室(小)	1時間につき	324円
多目的広場	1時間につき	1,080円

※利用者が入場料を徴収し、又は営利目的、営利宣伝その他これに類する目的で利用する場合の金額は、本表の金額の20割増とする。

※冷暖房装置を利用する場合の冷暖房装置の金額は、本表の金額の5割に相当する額とする。

(4) 利益の納付

事業年度ごとに、民芸館の運営（自主事業を含む）において利益が生じた場合は、その30%相当額を納付金として津山市へ納入するものとします。納付金については10万円未満を切り捨てとします。

Ⅲ 申請の手続きについて

1 募集の方法

非公募とします。

2 応募資格

応募できる団体は、市内に主たる事務所、事業所を有している団体で、指定期間中、確実に管理運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）です。

また、次の欠格事項に該当する者は応募資格がありません。

- (1) 団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が、刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者。
- (3) 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- (4) 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関から認定された日から2年を経過しない者。
- (5) 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税及び市税等を滞納している者、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない者又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者。
- (6) 次に掲げる団体。
 - ① 暴力団（津山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - ② 代表者又は役員が暴力団員等（津山市暴力団排除条例第2条第3号規定する暴力団員等をいう。）である団体
 - ③ 暴力団又は暴力団員等が、経営に実質的に関与している団体
 - ④ 暴力団員（津山市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体
 - ⑤ 代表者又は役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している団体
- (7) 現地説明会に参加していない者。

3 現地説明会の実施

現地説明会への参加は、指定管理者申請時の応募資格要件となっています。次の日程により現地説明会を開催しますので、申請予定の団体は必ず参加してください。

なお、参加人数については、1団体3名までとします。

- (1) 開催日時：平成30年9月3日（月） 午前10時から
- (2) 開催場所：作州民芸館
- (3) 参加申込：現地説明会参加申込書（様式第5号）により必要事項を記入の上、FAX（0868-32-2155）又は電子（machizukuri@city.tsuyama.lg.jp）で、平成30年8月30日（木）午後5時までに申し込んでください。電話等、口頭では一切受け付けません。

4 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間：平成30年9月4日（火）から平成30年9月10日（月）午後5時まで
- (2) 受付方法：質問書（様式第6号）により、FAX（0868-32-2155）又は電子メール（machizukuri@city.tsuyama.lg.jp）で提出してください。電話等、口頭では一切受け付けません。
- (3) 回答方法：質問者には、FAX又は電子メールで、平成30年9月18日（火）までに指定候補団体に回答します。

5 提出書類

(1) 提出書類は、次のとおりです。ただし、市の判断により、追加資料を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書・・・・・・・・様式第1号
- ② 事業計画書・・・・・・・・様式第2号
- ③ 収支予算書・・・・・・・・様式第3号
- ④ 欠格事由に該当しない申立書・・・様式第4号
- ⑤ 申請者の概要、沿革
- ⑥ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑦ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ⑧ 申請の日の属する事業年度の前3カ年の事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- ⑨ 滞納がないことを証する書類（法人及び代表者について国税、県税、市税等に滞納がないことを証する証明書）
- ⑩ その他
その他市長が必要と認める書類

(2) 提出先：〒708-8501 津山市山北520

津山市都市建設部歴史まちづくり推進室（津山市役所5階）
電話 0868-32-7000（直通番号）

(3) 提出期間：平成30年9月4日（火）から平成30年9月20日（木）までの日（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ FAX又は電子メールでの提出は認めません。

(4) 提出部数：原本1部、副本9部

（すべて書類をA4版で統一すること。副本は複写可とします。）

(5) 提出書類の扱い

提出された書類は、市の業務上必要な範囲において自由に利用できるものとし、情報公開の請求により開示することがあります。なお、提出された書類は理由のいかんに関わらず返却できません。

6 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

IV 指定管理候補者の選定について

1 選定方法

(1) 指定管理者審査委員会において、各委員が次の審査要領に沿って、それぞれ審査した評価点の合計が最も高い申請者を審査委員会の選定意見とし、最終的に市において選定します。

ただし、一定水準以上の評価点（60%以上）を獲得できる申請者がいない場合は、指定管理者の指定を行わないこととします。

(2) 審査基準と配点

審査項目	審査内容	配点
運営経費に関する事項	・提案価格	10
申請団体に関する事項	・経済的に安定しているか ・同種の施設管理業務の実績はあるか	10
管理運営に関する事項	・当該施設の設置目的、趣旨、管理運営の内容を把握しているか ・施設や設備の維持管理計画は適切か ・日常の警備及び事故防止、防災に関する対策は適切か ・緊急時の連絡体制、役割分担等の取り決めは適切か ・個人情報の保護に関する制度を理解し、体制を整備しているか ・情報公開に関する制度を理解しているか	25
事業実施に関する事項	・事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ、創意工夫が見られるか ・施設の利用を促進させる方策（宣伝、広報等）がとられているか ・利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか ・サービス全般について定期的に評価し、改善に結びつける方策があるか ・収支計画は事業計画との整合性が図られており、かつ、実現可能性はあるか ・効率的な運営が工夫されているか	40
サービス提供体制に関する事項	・適切な人員や有資格者を配置しているか ・職員の育成・研修体制は講じられているか ・平等な利用の確保のための方策は十分か ・トラブル、苦情処理に適切に対応できるか	20
その他	・地域や関係団体との連携に対する積極的で具体的な方策等があるか ・積極的な女性スタッフの登用を図る	15
合計		120

2 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、審査委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

3 審査委員会

平成30年9月下旬に実施します。(予定)

申請者である団体等の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。なお、時間、場所については現地説明会の際にお知らせします。

4 選定結果等の公表

指定状況については、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、市のホームページ上で公表します。

5 指定管理者の決定

- ① 指定管理者は平成30年12月津山市議会の議決を経て指定されます。
- ② 市と指定管理者との協定は、議会議決後に効力を有します。

6 留意事項

- ① 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が応募資格に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- ② 指定管理者の指定後に、指定管理者が応募資格に掲げる要件を欠くことになったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

V 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは、次のとおりを予定しています。

- (1) 募 集 期 間 平成30年8月7日から平成30年9月20日
- (2) 現地説明会申込 平成30年8月7日から平成30年8月30日
- (3) 現 地 説 明 会 平成30年9月3日 午前10時から
- (4) 質 問 の 受 付 平成30年9月4日から平成30年9月10日
- (5) 指定管理者の募集締切り 平成30年9月20日
- (6) 審 査 委 員 会 平成30年9月下旬
- (7) プレゼンテーション 審査委員会に併せて実施
- (8) 選定結果の通知 平成30年10月下旬
- (9) 協 定 の 締 結 平成30年10月下旬 (ただし、議会議決後に効力を有する)
- (10) 指定管理者の決定 平成30年12月末 (平成30年12月議会)
- (11) 指定管理の開始 平成31年4月1日
- (12) 指定管理の終了 平成34年3月31日

VII 添付書類・様式

- (1) 作州民芸館指定管理者業務仕様書
- (2) 作州民芸館配置図・平面図
- (3) 様式集
 - ①指定管理者指定申請書・・・・・・・・様式第1号
 - ②事業計画書・・・・・・・・様式第2号
 - ③収支予算書・・・・・・・・様式第3号
 - ④欠格事由に該当しない申立書・・・様式第4号
 - ⑤現地説明会参加申込書・・・・・・様式第5号
 - ⑥質問書・・・・・・・・様式第6号
- (5) 関係条例、施行規則等
- (6) 参考資料 (市加入保険の概要)

〈問合せ先〉

津山市都市建設部歴史まちづくり推進室
電 話 0868-32-7000(直通番号)
F A X 0868-32-2155
電子メール machizukuri@city.tsuyama.lg.jp